

小山田桃美道場

規約

平成29年10月1日

【名称】

1. この会の名称は、小山田桃美道場（以下「本道場」という。）とする。

（設立 1975年4月 改称 2017年10月）

【事務所】

1. 本道場の事務所は、河内長野市荘園町31-8 小山田桃美道場事務局に置く。

【目的】

1. 本道場は、剣道の正しい伝承と発展のため、剣の理法に基づいた稽古により健全な心身の鍛錬に励むとともに、地域とのつながりを通して、礼儀礼節を重んじる心豊かな人間を育成することを目的とする。

【事業】

1. 前条の目的を達成するため、次の事項を行う。
 - 剣道錬成に関する件
 - 剣道昇級昇段審査に関する件
 - 他の団体との交流に関する件
 - 会員相互間で協力し良好な関係の下、本道場発展の寄与に関する件

【組織】

1. 本道場は、次の会員を以て組織する。
 - 指導者：本道場で指導にあたる教師とする。
 - 一般会員：中学生以上とする。
 - 小学生会員：小学生以下の児童とする。
 - 未就学児会員：小学生未満の幼児とする。
 - 育成会員：未成年会員の保護者及び道場卒業生の者とする。

【入会資格及び入会手続】

1. 本道場に入会する者は、次に掲げる要件を備えていなければならない、入会にあつては所定の申込書により申込手続を行う。また、入会後に入会申込時の記載事項に変更が生じた場合には、速やかに届け出なければならない。
 - 本道場の目的に賛同し、活動できる者であること。
 - 本道場の諸規定を遵守できる者であること。
 - 入会にあつては年齢を問わないが、未成年の者は保護者同伴での入会とする。
 - 入会の許可にあつては、役員が決定する権限を持つものとする。

【退会】

1. 本道場の退会を希望する者は、所定の退会届にて退会することができる。また、本道場の規約および諸規定に反するとされる会員に対して、役員会の議決により退会させることができる。

【休会】

1. 会員が1ヶ月以上1年未満の活動を一時的に停止する場合は、所定の休会届を提出することにより休会することができる。なお、申し出がなく休会期間が1年以上経過した場合は、何らの手続をせずに退会扱いとする。

【会費等】

1. 本道場の入会金、会費の額、並びに納入方法は次の通りとする。
 - 入会金は、一会員につき1,500円とする。これを入会時に納入する。
 - 月額会費は、原則として毎月末に翌月分を納入する。
- ・ 一般会員：2,500円 ・ 小学生会員：2,500円 ・ 未就学児会員：500円
- 指導者及び育成会員からの入会金、会費は原則徴収しない。
 - 第4条規定の事業を行うため、役員会の議決により特別会費を徴収することができる。
 - 対外試合、稽古会、練成会等の参加費及び昇級昇段審査に係る費用は会員個人の負担とする。
 - 会費等の納入方法は、会計指定の方法によるものとする。
 - 休会中の会員の会費は休会月より免除するが、一旦納入した会費等は原則返金しないものとする。
 - 退会する会員において、一旦納入した会費等は原則返金しないものとする。また未納の会費等がある場合は督促できるものとし、これに応じない場合は法的措置を講ずる場合がある。

なお、退会した者が本道場に再度入会する場合の入会費は免除する。

【会員の権利と義務】

1. 会員は本道場の運営に関する発言の権利を有するが、役員会の決定事項に従う義務を負うものとする。

【役員】

1. 本道場には、次の役員をおく。
 - 代表者
 - 会長
 - 会計
 - 総務
 - 事務局
 - 相談役
 - 監査役（本道場関係者以外2名）
- 役員は、原則育成会員の中から互選によって選出され総会において承認を得る。
- 会長及びその他の役員は役員会の互選による。
- 役員の任期は定期総会から定期総会までの1年間とする。但し、再任は妨げない。

また、任期の途中で欠員が生じた場合は役員会により選出し、その任期は前任者の残任期間とする。

【役員の任務】

1. 役員の任務は次の通りとする。
 - 代表者は、本道場の発展のために尽力する。
 - 会長は、本道場の運営を統括する。
 - 会計は、会計事務を処理する。
 - 総務は、一般事務を行う。
 - 事務局は、窓口業務を行う。
 - 相談役は、本道場の運営における助言を行う。
 - 監査役は、業務の執行状況及び財産の状況を監査する。
 - すべての会員は企画運営を推進する。

【役員の解任】

1. 役員の解任は総会において協議する。

【会議】

1. 本道場の会議は総会及び役員会とする。
 - 総会は、年1回の定期総会及び必要に応じて開催する臨時総会とし、総会は会長が招集する。
 - 前年度の活動報告
 - 前年度の会計報告
 - 次年度の活動計画(案)
 - 次年度の予算(案)
 - 役員改選
 - 規則、細則その他運営上必要な諸規定の制定・改廃
 - その他本道場の重要事項
 - 会員（指導者を除く）は、その属する家庭単位ごとに1の議決権を有するものとし、ひと家庭につき2名以上の会員が総会に出席した時は、1名のみが議決権を行使することができる。
 - 総会は、議決権を有する会員の過半数（委任状含む）の出席を以て成立する。議決は、議決権を有する出席者（委任状含む）の過半数を以て決する。可否が同数の場合は会長が決する。
 - 緊急の場合、その他総会の開催が困難な時は、役員会を以てこれに代えることができるものとする。役員会は必要に応じて会長が招集する。

【運営資金】

1. 本道場の運営資金は、次の通りとする。
 - 入会金
 - 会費
 - 後援会費
 - その他補助金

なお、会計は運営資金の管理にあたり、役員会に報告承認を受けることとする。

【故意過失の責任】

1. 本道場が利用する各施設開放内における、会員が故意過失により施設等の破損行為がなされた場合は当該会員が弁済するものとする。

【事故等の責任】

1. 会員は、本道場の活動中は指導者の指示に従い、自己並びに他者への安全に留意して行動するものとし、通常稽古中における傷害等の事故や怪我（稽古中の偶発的な事故も含む）に対しては、本道場及び指導者等に損害賠償等の請求をしないものとする。未成年者の事故等については、その保護者が責任を負うものとする。
2. 本道場の活動に参加するための車の送迎中（駐車場も含む）の事故、盗難については自己責任とする。
 - 本道場の活動中の傷害等の補償は、会員が加入するスポーツ安全保険の対象範囲内でのみ対応する。

【附則】

1. 本規約は、道場の改称と同時に施行する。

令和2年1月18日 改訂